

第2章 政府所有米穀の販売等業務

農産局長は、備蓄及び輸入の円滑な運営を図るため、販売、保管、運送等の一連の業務（以下「販売等業務」という。）を、以下により、複数の民間事業体に包括的に委託することにより実施する。

第1 委託の対象となる米穀の範囲

政府所有米穀（S B S方式により輸入された米穀を除く。以下この章において同じ。）

第2 受託事業体の選定等

農産局長は、販売等業務を実施する民間事業体の選定等を、入札の都度作成する令和○年度政府所有米穀の販売等業務における入札実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。

1 契約

農産局長（支出負担行為担当官）は、毎年度、販売等業務を実施する民間事業体との間で販売等業務の委託契約（以下「販売等業務委託契約」という。）を締結する。

なお、契約期間は、委託の対象となる米穀の販売に要する期間等を勘案し、農産局長が別に定める。

2 受託事業体

受託事業体は、販売等業務を円滑に実施することができる能力、資力、信用等を有する者（共同企業体（複数の企業が、政府所有米穀の販売等業務を実施することを目的として形成する事業組織体をいう。以下同じ。）を含む。）から、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第19条第4項の規定に基づき複数選定する。

3 入札参加資格者

実施要領第3の1及び2に定める条件を全て満たす者を、入札に参加する資格を有する者とする。

4 公告

(1) 公告時期、方法等

ア 農産局長は、販売等業務委託契約の締結後、販売等業務の開始までに十分に準備期間が取れるよう公告の時期を定める。

イ 農産局長は、一般競争入札の参加資格、入札書類の提出期限、提出先等について、実施要領、入札公告、入札説明書及び政府所有米穀の販売等業務委託契約書（案）を省ホームページ等に掲載することにより公告する。

(2) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、実施要領第4に定めるところにより、入札の参加に必要な書類の提出等を行う。

5 落札者が受託する販売等業務に係る米穀の決定

農産局長は、実施要領第5の4に定めるところにより、落札者が受託する販売等業務に係る米穀の決定を行う。

6 販売等業務委託契約の締結

(1) 農産局長は、記名押印されていない委託契約書案2通を、契約候補者に送付する。

- (2) 農産局長は、契約候補者に委託契約書案の内容を確認させ、異論がない場合は、記名押印の上、委託契約書案2通を提出させる。
- (3) 農産局長は、提出のあった委託契約書案2通に記名押印を行い、販売等業務委託契約を成立させ、うち1通を契約候補者に送付する。
- 7 受託事業体の公表
農産局長は、契約を締結した者（以下「受託事業体」という。）の一覧表を作成し、省ホームページに掲載する。また、当該一覧表を貿易業務課に備え置き、閲覧に供する。
- 8 販売等業務委託契約の解除
農産局長は、実施要領第8の7(13)から(17)までに掲げる事項のいずれかに該当する場合は、販売等業務委託契約の全部又は一部の解除をすることができる。

第3 販売等業務の実施

受託事業体は、実施要領別添1「政府所有米穀の販売等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）第1章に定めるところにより、販売等業務を実施する。

第4 政府所有米穀販売等業務運営協議会の運営

農産局長は、販売等業務を適正かつ円滑に実施するため、別紙3に定めるところにより、政府所有米穀販売等業務運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

第5 販売等業務の履行状況の確認

農産局長は、実施要項第8の1及び2に定めるところにより、販売等業務の履行状況の確認を行う。

第6 販売等業務に係る委託費の支払

- 1 受託事業体は、実施要領第8の2の検査により、受託事業体の販売等業務の履行状況が政府所有米穀の販売等業務委託契約の内容に適合するものであると確認された場合には、当該業務に係る販売等業務に係る委託費について、月ごとにとりまとめて、農産局長（官署支出官）に請求する。
この際、農産局長に提出する請求書には次に掲げる書類を添付して提出する。
 - (1) 保管業務
 - ア 保管経費請求明細書
 - イ 災害回復荷役実施報告書
 - (2) 運送業務
 - ア 都道府県別明細書
 - イ 運送実績明細書
 - (3) カビ確認業務
カビ確認に係る荷役経費請求明細書（カビ確認荷役の業務実施者に対する支払経費の額を確認できる書類を含む。）
 - (4) カビ毒分析業務
カビ毒分析経費請求明細書
 - (5) とう精業務
とう精経費請求明細書
 - (6) 備蓄用精米加工業務

別紙3
(P 民 委
-137)
【政府所有
米穀販売等
業務運営協
議会につい
て】

備蓄用精米加工（精米形態で保管する米穀（以下「備蓄用精米」という。）に係るとう精・無洗米加工・袋詰め（以下「備蓄用精米加工」という。））経費請求明細書

(7) 備蓄用アルファ化米加工業務

備蓄用アルファ化米加工（アルファ化米形態で、常温で5年以上保存に耐えられる米穀（以下「備蓄用アルファ化米」という。）に係るアルファ化米加工・袋詰め・箱詰め（以下「備蓄用アルファ化米加工」という。））経費請求明細書

(8) 廃棄物の処理業務

ア 流通不適米穀廃棄経費請求明細書

イ 空包装廃棄経費請求明細書

(9) 学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「備蓄米交付要領」という。）第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役経費

備蓄米交付要領第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役経費請求明細書

(10) 販売業務

取扱手数料請求明細書

(11) 実施状況の確認業務

実施状況の確認経費請求明細書

2 農産局長は、前項の規定に基づき受託事業体から適法な請求を受けた日から30日以内に、委託費を支払う。

3 農産局長は、2により支払われた委託費の額について過払い又は不足払いがあった場合は、その金額及び内訳を確認した上で、受託事業体への納入告知書の交付又は委託費の支払いを行う。

第7 帳簿等の作成・保管の義務付け

農産局長は、受託事業体に対し、委託契約書案の付録に定める委託費に係る業務の区分ごとに、販売等業務に係る帳簿を次のとおり作成・保管させる。

1 受託事業体は、収入支出の都度、帳簿に記録する。

2 受託事業体は、帳簿及び販売等業務に係る経費の支払実績を証する証拠書類又は証拠物を、販売等業務を終了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

第8 販売等業務の調査、報告等

農産局長は、販売等業務の実施状況その他必要な事項に関する報告徴収及び実地調査については、実施要領第8の3に定めるほか、報告徴収、受託事業体への調査等により、業務実施者（受託事業体が販売等業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託された業務を実施する者を含む。以下同じ。）による業務の適正な実施に疑義が生じた場合その他農産局長が必要と認める場合は、業務実施者に対し次に掲げる事項の全部又は一部について実地調査を行う。

(1) 共通事項

ア 帳簿等必要書類の作成及び保管状況

イ 仕様書に定める業務実施者資格要件の具備状況

ウ 受託事業体と業務実施者との経費の出納状況

(2) 保管を行う業務実施者に係る調査事項

- ア 品質管理の実施状況
- イ 米穀の区分保管状況
- ウ 流通不適米穀（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）の規定により販売等をしてはならない米穀その他販売等をしてはならないと農産局長が認める米穀をいう。以下同じ。）の管理状況
- エ 保管マニュアルの作成及び具備状況
- (3) 運送を行う業務実施者に係る調査事項
 - 品質管理の実施状況
- (4) カビ確認及びカビ毒検査を行う業務実施者に係る調査事項
 - ア カビ確認及びカビ毒検査の実施体制の整備状況
 - (ア) 管理者及びカビ監視担当者の配置状況
 - (イ) カビ監視担当者の研修受講状況
 - イ カビ確認及びカビ毒検査の実施状況
 - ウ 流通不適米穀の管理状況
- (5) とう精を行う業務実施者に係る調査事項
 - ア とう精の実施状況
 - イ サンプルの保管状況
 - ウ 不合格品の管理状況
- (6) 備蓄用精米加工を行う業務実施者に係る調査事項
 - 備蓄用精米加工の実施状況
- (7) 備蓄用アルファ化米加工を行う業務実施者に係る調査事項
 - 備蓄用アルファ化米加工の実施状況
- (8) (1)から(7)までの調査を実施した地方農政局等の職員はその結果を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに、「政府所有米穀の販売等業務実施状況調査報告書（様式 2）」により、農産局長に報告する。ただし、業務実施者が受託事業体との委託契約に違反して業務を実施している場合その他の不適切な事実が明らかとなった場合は、速やかに、農産局長に報告する。

様式 2
(P 民委-30)
【政府所有米穀の販売等業務実施状況調査報告書】

第 9 業務の改善

農産局長は、実施要領第 8 の 4 に定めるところにより、受託事業体に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。

第 10 販売等業務に係る監督

農産局長は、実施要領第 8 の 5 に定めるところにより、職員に対し、立会い等による販売等業務に係る監督を命じることができる。なお、受託事業体は、当該職員が行う立会い等による監督に協力しなければならない。

第 3 章 政府所有米穀の引渡し

第 1 米穀委託書の交付

1 米穀委託書の交付

農産局長は、政府所有米穀を米穀委託書（様式 3-1）の交付により、受託事業体に引き渡す。

2 米穀委託書の記載事項

様式 3-1
(P 民委-31)
【米穀委託

農産局長が受託事業体に交付する米穀委託書の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 外国産米穀
引渡日、産地、輸入年度、契約番号、種類、包装及び量目別数量
- (2) 国内産米穀
引渡日、年産、産地、銘柄、等級、包装及び量目別数量

第2 受領書の提出

受託事業体は、政府所有米穀を引き渡された場合は、米穀委託書に記載された引渡日付けで、農産局長に受領書を提出する。

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第1 販売する米穀及び販売に際しての条件

1 販売する米穀

- (1) 第3章の規定により引き渡された国内産米穀及び外国産米穀の販売は、農産局長が、受託事業体に委託して行う。ただし、災害時の放出その他農産局長が特に必要と認める場合は、農産局長自ら行うことを妨げない。
- (2) 国内産米穀の販売のうち、不作等による政府備蓄米の放出に際しての販売方法等については、第4章IIによることとする。

2 販売に際しての条件

農産局長は、国内産主食用米穀の需給及び価格への影響等に配慮し、次のとおり、用途及び転売等に関する条件を付して販売することができる。

- (1) 農産局長は、加工原材料用、配合飼料用、援助用その他必要と認める用途に限定する旨の条件を付して販売することができる。
- (2) 農産局長は、(1)の条件を付した米穀の販売を行う場合には、受託事業体に対し、それぞれの用途（加工原材料用にあつては、次に掲げる使用用途を含む。）に限定して販売する旨を指示するとともに、販売に当たっては用途を示す表示（様式4-1）を付す措置を講じさせる。

（加工原材料用の使用用途）

ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粹酵母用）

イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）

ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）

エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）

オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）

カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）

様式4-1
(P民委-32)
【用途を示す表示】

キ その他農産局長が必要と認める用途 (3) 農産局長は、受託事業体に対し、政府所有米穀の買受予定者との間で、買受予定者が組合等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づいて設立された協同組合、協同組合連合会その他これに準ずる法人として農産局長が認める法人をいう。以下同じ。）でない場合は別紙 1－1 に定める事項を約定した売買契約を、組合等の場合は基本要領別紙 1－2 に定める事項を約定した売買契約をそれぞれ締結させる。 3 用途外使用等又は廃棄に係る手続 (1) 約定事項 農産局長は、受託事業体に対し、2 の(3)の売買契約において以下の事項を約定させる。 ア 用途外使用等の承認 買受者（買受者が組合等である場合には、共同購入者を含む。以下 3 において同じ。）が買い受けた政府所有米穀を、買い受けた用途以外の用途に供し、若しくは供する目的で出荷、販売若しくは譲渡し、又は買い受けた用途で他者に転売する（以下「用途外使用等」という。）場合は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 18 年 11 月 9 日付け 18 総食第 778 号総合食料局長通知）別紙 3 用途限定米穀の用途外使用の承認について又は政府所有米穀の売買契約書に基づく米穀出荷販売事業者以外の買受者の用途外使用等事務手続について（令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農産第 5527 号貿易業務課長通知）に基づき、買受者に農林水産大臣、地方農政局長又は農産局長の承認を受けさせること。 イ 用途外使用等又は廃棄の処理計画報告 買受者が買い受けた政府所有米穀を用途外使用等し、又は水濡れ等により廃棄する場合は、買受者にあらかじめ買受者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等に処理計画を報告させること。処理計画に変更があったときも同様とすること。また、買受者は、アの承認申請の際に、処理計画を当該承認申請の提出先に提出することができること。 ウ 用途外使用等又は廃棄の処理報告 買受者は、買い受けた政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、買受者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等に処理状況を報告すること。 (2) 処理状況の現地確認 ア 地方農政局長等は、必要に応じて、処理状況について立入検査による現地確認（以下「現地確認」という。）を行う。 当該現地確認に当たっては、(1)イの処理計画を踏まえた現地確認計画を作成して行うものとする。 イ 地方農政局長等は、アの現地確認の結果、処理に問題があると認めるときは、農産局長にその旨報告し、農産局長は、当該報告を踏まえ、受託事業体に対し必要な指示等を行う。 (3) その他 このほか、買受者が買い受けた政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄に係る手続については、別に定めるところによる。	別紙 1-1 (P 民 委 -116) 【買受者との約定事項 (組合等以外の場合)】 別紙 1-2 (P 民 委 -125) 【買受者との約定事項 (組合等の場合)】
---	---

第 2 買受資格者

1 買受資格者の要件

通常時に販売する政府所有米穀の買受資格者の要件は次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 国の機関、地方公共団体、国際機関又は国家間の合意に基づき設立された組織及び被援助国政府又はこれに準ずる者
- (2) 次に定める要件のうち、それぞれの販売用途ごとに必要とする項目の全てを満たす者であって、3の(2)により農産局長が政府所有米穀の買受資格を有すると認めた者

資格者の要件	必要とする項目及び確認方法		
	加工原材料用	配合飼料用	その他必要と認める用途
ア 食糧法第29条に規定する買受資格者であること (ア) 食糧法第47条第1項に規定する届出事業者 (イ) 食糧法規則第19条に規定する米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者 (ウ) 食糧法規則第19条に規定する米飯の販売の事業を行う者 (エ) 食糧法規則第19条に規定する買い入れた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者	左記(イ)であるかを2の(3)のアの(ア)、(ウ)、(エ)及び必要に応じて現地確認報告書により確認	左記(イ)であるかを2の(3)のアの(イ)、(ウ)及び(エ)により確認	左記(ア)～(エ)のいずれかであるかを2の(3)のアの(ウ)、(エ)及び必要に応じて現地確認報告書により確認
イ 申請者の自己資本が300万円以上であること			2の(3)のアの(オ)及び(カ)により確認
ウ 関税定率法に基づく税関長の承認工場を保有している者であること		2の(3)のアの(イ)により確認	
エ 申請者(当該者が法人の場合にあつては、役員等を含む。)が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること	公表された情報及び様式4-2-1により確認	公表された情報及び様式4-2-1により確認	公表された情報及び様式4-2-1により確認
オ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること	様式4-2-1等により確認	様式4-2-1等により確認	様式4-2-1等により確認

様式4-2-1
(P民委-34)
【資格審査申請書】

様式4-2-1
(P民委-34)
【資格審査申請書】

カ 予決令第 70 条各号のいずれか及び予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと	2 の (3) のアの (エ) 及び様式 4 - 2 - 1 により確認	2 の (3) のアの (エ) 及び様式 4 - 2 - 1 により確認	2 の (3) のアの (エ) 及び様式 4 - 2 - 1 により確認
キ 申請者（当該者が法人の場合にあつては、役員等を含む。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと	様式 4 - 3 により確認	様式 4 - 3 により確認	様式 4 - 3 により確認
ク その他必要と認める要件			2 の (3) のアの (ケ) により確認

様式 4-2-1
(P 民委-34)
【資格審査申請書】

様式 4-3
(P 民委-36)
【承諾及び誓約書】

(3) 次に定める要件の全て（販売用途がその他必要と認める用途の場合でないときは、クを除く。）を満たす組合等であつて 3 の (2) により農産局長が政府所有米穀の買受資格を有すると認めた者

資格者の要件	確認方法
ア 組合等が、構成員のために米穀（買受資格に係る販売用途の米穀に限る。）の買受事業を行うことを目的としていること	組合等の履歴事項全部証明書、組合の定款及び事業計画書により確認
イ 組合等が、買受資格に係る販売用途について、食糧法第 29 条に規定する買受資格者を構成員とすること	共同購入者であつて、(1) 及び (2) に掲げる買受資格者ではない全ての者について 2 の (3) のイの (ウ) から (キ) までのうち、それぞれの販売用途ごとに必要とする書類により確認
ウ 組合等の資力信用が確実なものであること	2 の (3) のイの (ク) 及び (ケ) により確認
エ 組合等及び共同購入者（当該者が法人の場合にあつては、役員等を含む。）が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること	公表された情報及び様式 4 - 2 - 2 により確認

様式 4-2-2
(P 民委-35)
【資格審査申請書】

オ 組合等及び共同購入者について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること	様式4-2-2等により確認
カ 組合等及び共同購入者について、予決令第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと	2の(3)のイの(キ)及び様式4-2-2により確認
キ 申請者(当該者が法人の場合にあつては、役員等を含む。)が暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと	様式4-3により確認
ク その他必要と認める要件 ※ その他必要と認める用途についての買受資格者に限る。	その他必要と認める書類により確認

様式4-2-2
(P民委-35)
【資格審査
申請書】

様式4-2-2
(P民委-35)
【資格審査
申請書】

様式4-3
(P民委-36)
【承諾及び
誓約書】

2 資格審査の手続

1の(2)及び(3)の者に係る資格審査の申請に係る手続は、次のとおりとする。

(1) 定期審査

農産局長は、定期審査を3年に1度行う。

(2) 受付期間

資格審査の申請は、1の(2)及び(3)に掲げる要件、資格審査の申請の時期、申請方法等について公示をした日から、農産局長が別に定める期間、地方農政局等を経由して貿易業務課で受け付ける。

(3) 申請の方法

農産局長は、1の(2)の申請者にあつては資格審査申請書(様式4-2-1)に添えてアに掲げる必要とする書類を、1の(3)の申請者にあつては資格審査申請書(様式4-2-2)に添えてイに掲げる必要とする書類をそれぞれ提出させる。

なお、申請者が、米穀の加工又は製造を委託して行う場合、アの(ア)及びイの(エ)の工場等設備状況報告は委託先の工場等設備状況報告書を添付するとともに、以下の事項を記載した委託先との委託契約書を添付する。

- ・ 委託加工した米穀の所有権又は処分権は委託者に帰属すること
- ・ 加工・製造委託内容
- ・ 食糧法に基づく用途限定米穀として他の用途への転用の禁止、違約金及び委託された原料米穀及び加工又は製造品の取引及び製造記録の作成、保存、報告等、その他契約の履行を担保する措
- ・ 米穀の委託加工又は製造に関する国の職員等が行う調査への協力

様式4-2-1
(P民委-34)
【資格審査
申請書】

様式4-2-2
(P民委-35)
【資格審査
申請書】

ア 1の(2)の申請に必要な書類

必要とする書類		
加工原材料	配合飼料用	その他必要

書類の種類	用		と認める用途
(ア) 工場等設備状況報告書（様式4－6）	○		
(イ) 製造工場承認書（写し）		○	
(ウ) 営業経歴書（現在行われている事業の全てが記載されているもの）	○	○	○
(エ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	○	○	○
(オ) 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）	○	○	○
(カ) 納税証明書	○	○	○
(キ) 承諾及び誓約書（様式4－3）	○	○	○
(ク) 名称等の公表に関する同意書（様式4－4）	○	○	○
(ケ) その他必要と認める書類			○

（注）表中の「○」を付した書類が必要とする書類である。

イ 1の(3)の申請に必要な書類

書類の種類	必要とする書類		
	加工原材料用	配合飼料用	その他必要と認める用途
(ア) 組合等の定款	○	○	○
(イ) 組合等の事業計画書	○	○	○
(ウ) 共同購入者名簿	○	○	○
(エ) 共同購入者ごとの工場等設備状況報告書（様式4－6）	○		
(オ) 共同購入者ごとの製造工場承認書（写し）		○	
(カ) 組合等及び共同購入者ごとの営業経歴書（現在行われている事業の全てが記載されているもの）	○	○	○
(キ) 組合等及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	○	○	○
(ク) 組合等の財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）	○	○	○
(ケ) 組合等の納税証明書	○	○	○

様式4－6
(P 民委-39)
【工場等設備状況報告書】

様式4－3
(P 民委-36)
【承諾及び誓約書】
様式4－4
(P 民委-38)
【名称等の公表に関する同意書】

様式4－6
(P 民委-39)
【工場等設備状況報告書】

(コ) 組合等及び共同購入者ごとの承諾及び誓約書(様式4-3)	○	○	○
(ク) 組合等及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書(様式4-4)	○	○	○
(シ) その他必要と認める書類			○

(注) 表中の「○」を付した書類が必要とする書類である。

(4) 現地確認

ア 農産局長は、資格申請を受け付ける場合は、必要に応じて、現地確認依頼書(様式4-7)により、申請者及びその所有工場の所在地を管轄する地方農政局長等に現地確認を行わせる。

イ 地方農政局長等は、アの依頼に基づき、現地確認を行い、農産局長に現地確認(立入検査)報告書(様式4-8-①)により報告する。

ウ 地方農政局等は、イの規定に関わらず買受資格者について、検査計画を策定して、買受資格の有効期間内に現地確認を行い、農産局長に現地確認(立入検査)報告書(様式4-8-②)により実施月の翌月末までに報告する。

(5) 定期審査の公示

農産局長は、(2)の公示を省ホームページに掲載する方法をもって公示する。

(6) 随時審査

農産局長は、(1)の定期審査のほか、資格の申請があった際に、随時、審査を行う。この場合の手続は、(3)、(4)及び(5)の規定に準じる。

3 資格の審査及び有資格者の公表

(1) 競争参加資格審査会の承認

農産局長は、審査会に申請者が1の資格者の要件を満たしているかを諮る。

(2) 有資格者の決定

農産局長は、(1)の審査会の結果、1の(2)又は(3)に掲げる要件の全てを満たしていると認める場合は、当該者について、政府所有米穀の買受資格を有する者(以下Ⅰにおいて「有資格者」という。)と認める。

(3) 資格の有効期間

買受資格の有効期間は、定期審査により有資格者と認めた者(Ⅲにおいて「定期審査資格者」という。)にあっては(4)の審査結果を通知した日から当該通知日の2年後の日の属する年度末、随時審査により有資格者と認めた者にあっては(4)の審査結果を通知した日から当該通知した日の属する期の定期審査資格者の有効期間の末日までとする。

(4) 有資格者名簿の作成及び通知

農産局長は、(2)により有資格者と認めた場合は、有資格者の名簿(Ⅰにおいて「有資格者名簿」という。)を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認めた場合には資格確認通知

様式4-3
(P民委-36)

【承諾及び
誓約書】

様式4-4
(P民委-38)

【名称等の
公表に関する
同意書】

様式4-7

(P民委40)

【現地確認
依頼書】

様式4-8-①

(P民委-41)

【現地確認
(立入検査)
報告書】

様式4-8-②

(P民委-42)

【現地確認
(立入検査)
報告書】

- | | |
|---|--|
| 書（様式4－9）により、有資格者と認めなかった場合には通知書（様式4－10）により行う。 | 様式4-9
(P民委-43) |
| (5) 有資格者の公表
農産局長は、有資格者名簿を省ホームページに掲載する。また、貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。 | 【資格確認通知書】
様式4-10
(P民委-44)
【通知書】 |
| 4 変更の届出 | |
| (1) 農産局長は、有資格者において、次の各号に掲げる事項についての変更があつた場合は、当該有資格者から、地方農政局等を経由して速やかに資格審査申請書変更届（様式4－11）により、その旨の届出をさせる。
ア 住所
イ 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。）
ウ 法人である場合は代表者の氏名
エ 工場所在地
オ 組合等の場合にあつては共同購入者名簿
カ その他経営の状況等について著しい変更があつた場合には、その内容 | 様式4-11
(P民委-45)
【資格審査申請変更届】 |
| (2) 農産局長は、(1)の届出があつた場合は、内容を精査し、速やかに有資格者名簿を変更する。 | |
| (3) 3の(5)の規定については、本項においても準用する。 | |
| 5 資格の停止又は取消し等
農産局長は、有資格者が処分等基準に定める事由に該当すると認めた場合は、当該有資格者の資格の停止又は取消し等を行うことができる。
なお、第1章Ⅰ第3の5の(1)なお書、(2)、(3)、(4)及び第1章Ⅲ第3の6の(2)の規定は、有資格者について準用する。 | |

第3 外国産米穀の販売

- | | |
|---|--------------------|
| 1 年間販売計画の承認 | |
| (1) 受託事業体は、毎年度3月末（販売等業務の開始年度については、9月末）までに、外国産米穀について翌年度（業務の開始年度については、当該年度）の用途別、月別の年間販売計画（様式4－15）を作成し、農産局長に提出する。 | 様式4-15
(P民委-49) |
| (2) 農産局長は、受託事業体から年間販売計画の提出を受けた場合は、米穀の需給動向等を勘案し、適当と認められる年間販売計画について承認する。 | 【年間販売計画】 |
| 2 年間販売計画の変更
受託事業体は、農産局長から承認を受けた年間販売計画を3か月ごとに見直すとともに農産局長に提出するものとし、年間の販売数量について10パーセントを超える変更が見込まれる場合は、速やかに変更理由を付した変更申請書（様式4－16）を農産局長に提出し、改めて農産局長の承認を受けるものとする。 | 様式4-16
(P民委-51) |
| 3 販売可能数量の公表 | 【年間販売計画変更承認申請書】 |
| (1) 受託事業体は、外国産米穀について、承認した年間販売計画に即し、販売予定数量を用途別に決定するとともに、販売を行う月の前月末までに販売可能情報として農産局長に報告する。 | |
| (2) 農産局長は、報告を受けた内容を取りまとめ、省ホームページで公開する。また、受託事業体は、自らが運営するホームページで公開す | |

る。

4 最低販売価格

- (1) 農産局長は、原則、四半期ごとに用途別、種類別等の販売区分別に最低販売価格（単価）及び適用期間を定める。
- (2) 農産局長は、最低販売価格を厳重に管理することとし、これを公表しない。

第4 国内産米穀の販売

1 競争的な方法による販売

(1) 販売指示

農産局長は、国内産米穀の需給動向等を勘案して、受託事業体に対し、販売対象米穀の内容（用途、年産、種類、産地、品種、等級、包装、数量、在庫地等）、販売手続、引渡期限等を定めた国内産米穀販売指示書（様式4-17の1）により国内産米穀の販売を指示する。

ただし、配合飼料用に販売する場合の販売対象米穀の内容は、用途、年産、種類及び数量とする。

(2) 最低販売価格

農産局長は、(1)の指示ごとに産地、品種、年産等の販売区分別に最低販売価格（単価）を定め、厳重に管理し、これを公表しない。

2 競争的な方法以外による販売

(1) 販売指示

農産局長は、国内産米穀の需給動向等を勘案して、受託事業体に対し、販売対象米穀の内容（用途、年産、種類、等級、包装、数量）、販売手続、引渡期限、販売価格等を定めた国内産米穀販売指示書（様式4-17の2）により国内産米穀の販売を指示する。

ただし、随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和7年5月26日付け7農産第992号農林水産省農産局長通知）に定める対象米穀を除くものとする。

(2) 販売価格

農産局長は、(1)の指示ごとに販売価格（単価）を定め、これを公表する。

様式4-17の
1
(P民委-53)
【国内産米
穀販売指示
書】

様式4-17の
2
(P民委-54)
【国内産米
穀販売指示
書】

第5 農産局長の指示による販売等

農産局長は、第3及び第4に定めるほか、食糧援助への供給、学校給食用等への供給及び米加工新製品用開発への供給を行う場合、国産飼料用米の利用促進のための外国産米穀の特別販売を行う場合、国産プラスチック原料用米の利用促進のための政府所有米穀の特別販売を行う場合、大規模災害発生時の飼料用への供給を行う場合並びに政府備蓄米の買戻し条件付売渡しを行う場合その他農産局長が必要と認める場合には、販売等手続指示書（様式4-18）又は次に掲げる要領に基づき、必要な販売等手続の指示を指示することができる。

- (1) 政府所有米穀の援助用輸出に係る事務手続要領（平成21年5月29日付け21総食第92号総合食料局長通知）
- (2) 備蓄米交付要領
- (3) 米加工新製品用政府所有米穀交付要領（平成21年6月5日付け21総食第134号総合食料局長通知）
- (4) 国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成21年5月1日付け21総食第135号総合食料局長通知）
- (5) 国産プラスチック原料用米の利用促進のための政府所有米穀の特別販売要領（令和5年9月26日付け5農産第2263号農産局長通知）

様式4-18
(P民委-55)
【販売等手
続指示書】

- (6) 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領
- (7) 隋意契約による政府備蓄米の売渡し要領

第6 買受資格者への製品製造に係る試験研究用試料の販売

- (1) 受託事業体は、製品製造の試験研究又は品質若しくは加工適性の確認のための試料（以下「サンプル」という。）として政府所有米穀の販売要請を受けた場合は、買受資格者（この項において、買受資格者から政府所有米穀の購入を予定している者及び買受資格者の申請を予定している者等を含む。）、販売対象物品（倉庫業者、管理区分（備蓄用、備蓄外の区分）、産年、種類、産地、数量等）及び使用目的を記したサンプル販売承認申請書（様式4-19）を農産局長に提出する。
なお、数量については、別紙2に定める数量の範囲内とする。
- (2) 農産局長は、(1)の販売要請が適切である場合は、受託事業体に対し、第5の定めに基づいて販売を指示する。
- (3) 農産局長は、(2)の指示ごとに(1)の販売対象物品の最低販売価格（単価）を定め、厳重に管理し、これを公表しない。

様式4-19
(P民委-57)

【サンプル
販売承認申
請書】

別紙2

(P民委-136)

【サンプル
販売に係る
申込数量に
ついて】

第7 販売に係る情報の公表

農産局長は、買受者及び当該買受者に係る契約数量を月ごとに取りまとめた一覧表を作成し、省ホームページに掲載する。

第8 買受予定者の決定及び結果の通知

1 買受予定者の決定

- (1) 農産局長は、第3、第4の1、第5に定める国産飼料用米の利用促進のための外国産米穀の特別販売を行う場合、国産プラスチック原料用米の利用促進のための政府所有米穀の特別販売を行う場合及び大規模災害発生時の飼料用への供給を行う場合その他農産局長が必要と認める場合又は第6に係る見積合せを実施する。
- (2) 農産局長は、第4の2を行う場合にあっては、次のように買受申込の受付を実施する。
 - ① 農産局長は、売渡予定数量に達するまで買受申込を受け付ける。
 - ② 買受申込みが、売渡予定数量を上回る場合は、農産局長が調整する。

2 結果の通知

(1) 1の(1)の場合

- ① 農産局長は、見積合せの実施後、第9章第1の5に規定する政府所有米麦情報管理システム（以下「政府システム」という。）に見積合せの結果を登録する。受託事業体は、その登録された見積合せの結果に基づき、登録された日から3日以内に見積合せの参加者に当該結果を通知する。
- ② 政府システムを用いずに見積合せを行った場合は、農産局長は、見積合せの結果を、政府所有米穀の販売に係る見積合せ結果通知書（様式4-20の1）により、速やかに受託事業体に結果を通知する。受託事業体は、その通知を受けた日から3日以内に見積合せ参加者に当該結果を通知する。

様式4-20の
1

(P民委-59)

【政府所有
米穀の販売
に係る見積
合せ結果通
知書】

様式4-20の

(2) 1の(2)の場合

農産局長は、1の(2)の買受申込について、売渡予定数量の範囲内で売渡しを決定し、その結果を結果通知書（様式4-20の2）により受託事業体に通知するとともに、受託事業体に対して、当該受託事業体はその通知を受けた日から速やかに買受予定者に対して売渡す

ことを通知させる。 第 9 代金の納付及び引渡し 販売代金納付及び引渡決定については、次のように定める。 (1) 受託事業体は、政府所有米穀の販売等業務に係る契約締結年度、用途、引渡申請番号、買受資格者、販売対象物品（管理区分（備蓄用、備蓄外、援助用等の区分）、種類等）、引渡期限、引渡数量、販売金額及び見積合せ実施日又は申込確定日等を記した引渡申請書（様式 4—21）を記入の上、農産局長に提出する。 (2) 農産局長（歳入徴収官）は、引渡申請書を提出した受託事業体に対し納入告知書を交付する。 (3) 受託事業体は、交付された納入告知書に基づき、販売代金を農産局長に納入する。 (4) 農産局長は、受託事業体の代金納付の確認を行い、引渡決定通知書（様式 4—22）（以下「引渡決定通知書」という。）を受託事業体に交付する。 (5) 受託事業体は、引渡決定通知書の内容の変更を希望する場合は、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書を交付するものとする。 (6) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、米穀の所有権が、引渡日をもって買受資格者に移転することを記載した書面を買受資格者に交付する。 (7) 受託事業体は、米穀の引渡しに当たっては、あらかじめ、買受資格者と協議の上引渡日を決定するとともに、当該引渡日を政府システム又は同章第 4 の 1 に規定する独自システムに記録するものとする。 第 10 契約の内容に適合しない現品の交換及び補填 農産局長は、受託事業体が買受者に引き渡した米穀について、当該米穀を引き渡した後 1 か月以内に本契約の内容に適合しないものが発見され、受託事業体から契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書（様式 4—23）により申請があった場合は、当該不適合の内容等を審査の上、必要な交換又は補填を承認することとする。 第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例 1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備 (1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。 ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合 イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合 (2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。 ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。 イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。 ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。 エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。 (ア) (1) のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす	2 (P 民委-60) 【政府所有米穀の販売に係る結果通知書】 様式 4-21 (P 民委-61) 【引渡申請書】 様式 4-22 (P 民委-63) 【引渡決定通知書】 様式 4-23 (P 民委-65) 【契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書】
--	--

場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

様式 4-24
(P 民委-67)
【売買契約書（案）】

様式 4-24
(P 民委-67)
【売買契約書（案）】

II 不作等による政府備蓄米放出時の特例販売

第 1 政府備蓄米放出の基本的な考え方

大凶作や連続する不作等により、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する場合における政府備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、そのあり方について議論されたところであるが、その放出に当たって必要な事項については、以下において定める。

第 2 買受資格者

1 買受資格の要件

不作時等に政府備蓄米の放出が決定した際に、政府備蓄米を買い受けることができる者に必要な資格（以下「不作時等の放出備蓄米の買受資格」という。）の要件は次のとおりとする。

(1) 食糧法第 47 条第 1 項に規定する届出事業者であること。

(2) 国内産米穀の取扱数量が玄米 4 千トン／年（直近年又は直近 3 カ年平均）以上あること。

(3) 一定以上のとう精能力（30 トン／日程度以上のとう精能力を有していることをいい、権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む。）を有していること。

(4) 自己資本が 300 万円以上あること。

(5) 米穀の取扱数量等や販売計画などの買受資格者の報告義務を適切に行うことを誓約する者であること。

(6) 政府備蓄米を買い受けた際に計画に即して販売することを誓約す

る者であること。 (7) 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員等を含む。）が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。 (8) 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。 (9) 予決令第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。 (10) 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員等を含む。）が暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。	
2 資格審査の手続 不作時等の放出備蓄米の買受資格審査の申請に係る手続は次のとおりとする。	
(1) 受付時期 資格審査の申請は、毎年7月、1の要件及び資格審査の申請時期、申請方法等について公示して、貿易業務課で受け付ける。 (2) 申請の方法 農産局長は、申請者に、資格審査申請書（様式4-25）のほかに次に掲げる書類を提出させる。 ア 国内産米穀の取扱数量が玄米4千トン／年以上あることを確認できる書類（様式4-25（別紙）） イ 一定以上のとう精能力（30トン／日程度以上をいい、権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む。）を有していることを確認できる書類（様式4-25（別紙）） ウ 営業経歴書（現在行われている事業のすべてが記載されているもの） エ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） オ 自己資本が300万円以上あることを確認できる書類（財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）及び納税証明書） カ 誓約書（様式4-26） キ 報告義務等に関する誓約書（1の(5)及び(6)関係）（様式4-27） ク 承諾及び誓約書（1の(7)、(8)、(9)及び(10)関係）（様式4-28） ケ 名称等の公表に関する同意書（様式4-29）	様式4-25 （P民委-72） 【資格審査申請書】 様式4-25 （別紙）（P民委-73）
(3) 審査の公示 農産局長は、(1)の公示を省ホームページに掲載する方法をもって公示する。	様式4-26 （P民委-74） 【誓約書】
3 資格の審査及び買受資格者の公表	
(1) 競争参加資格審査会の承認 農産局長は、審査会に申請者が1の要件を満たしているかを諮る。 (2) 有資格者の決定 農産局長は、(1)の審査会の結果、1の要件を満たしていると認める場合は、当該者について、不作時等の放出備蓄米の買受資格を有する者（以下Ⅱにおいて「有資格者」という。）と認める。	様式4-27 （P民委-75） 【報告義務等に関する誓約書】 様式4-28 （P民委-76） 【承諾及び誓約書】
(3) 資格の有効期間 買受資格の有効期間は、(4)の審査結果を通知した日から3年間とする。	様式4-29 （P民委-79） 【名称等の公表に関する同意書】
(4) 有資格者名簿の作成及び申請者への通知	

農産局長は、(2)により有資格者と認めた場合は、不作時等の放出備蓄米の有資格者の名簿（以下Ⅱにおいて「有資格者名簿」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認めた場合には資格確認通知書（様式4-30）により、有資格者と認めなかった場合には通知書（様式4-31）により行う。

(5) 買受資格者の公表

農産局長は、有資格者名簿を省ホームページに掲載する。貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 変更の届出

- (1) 農産局長は、有資格者において、次の各号に掲げる事項についての変更があつた場合は、当該有資格者から、地方農政局長等を経由して速やかに資格審査申請書変更届（様式4-32）によりその旨の届出をさせる。

ア 住所

イ 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号も含む。）

ウ 法人である場合は代表者の氏名

エ 工場所在地

オ 買受資格者の要件のうち、第2の1の(3)及び(4)

カ その他経営の状況等について著しい変更があつた場合には、その内容

- (2) 農産局長は、(1)の届出があつた場合は、内容を精査し、速やかに有資格者名簿を変更する。

- (3) 3の(5)の規定については、本項においても準用する。

5 買受資格の停止又は取消し等

農産局長は、有資格者が処分等基準に定める事由に該当すると認めた場合は、当該有資格者の資格の停止又は取消し等を行うことができる。

なお、第1章Ⅰ第3の5の(1)なお書、(2)、(3)及び(4)の規定は、有資格者について準用する。

第3 有資格者の報告義務

1 取扱数量等の報告

- (1) 農産局長は、有資格者に月々の取扱数量等を四半期ごとにその翌月末まで（4月～6月分を7月末まで、7月～9月分を10月末まで、10月～12月分を1月末まで、1月～3月分を4月末まで）に取扱数量等報告書（様式4-36）により取りまとめの上、農林水産省農産局農産政策部企画課（以下「企画課」という。）に報告させる。

- (2) 農産局長は、政府備蓄米の放出決定以降不足の事態が解消したと認められるまでの間については、有資格者に(1)で四半期ごとに取りまとめさせる取扱数量等の報告を月々取りまとめさせ、翌月末までに報告させる。

2 販売計画の報告

農産局長は、農林水産大臣が政府備蓄米の放出を決定した場合は、当該決定日から15日以内に、有資格者に月々の販売計画を販売計画報告書（様式4-37）により企画課に報告させる。

第4 販売手続

様式4-30
(P民委-80)

【資格確認通知書】

様式4-31
(P民委-81)

【通知書】

様式4-32
(P民委-82)

【資格審査申請書変更届】

様式4-36
(P民委-86)

【取扱数量等報告書】

様式4-37
(P民委-87)

【販売計画

1 競争的な方法による販売

報告書】

(1) 販売予定数量及び販売予定米穀

農産局長は、競争的な方法により販売する販売予定数量、販売対象米穀（年産、産地、品種、等級、包装及び在庫地の項目により販売する米穀を区分（以下「販売区分」という。））、公告日、入札日時、引渡期限等を定める。

(2) 応札数量の制限

農産局長は、入札参加者が一つの販売区分に応札できる最小数量及び最大数量を定める。

(3) 受託事業体への通知

農産局長は、(1) 及び (2) の内容について、政府備蓄米販売（競争的販売）指示書（様式 4－38）により、受託事業体に通知する。

様式 4-38

(4) 入札公告

(P 民委-88)

農産局長は、当該販売に係る必要事項を記載した公告について、受託事業体が運営するホームページで公表させるとともに、省ホームページにおいても掲載する。

【政府備蓄米販売（競争的販売）指示書】

(5) 入札の実施

ア 農産局長は、(3) の通知に沿って、入札を実施し、販売区分ごとに最低販売価格を上回る札のうち、最も高価の札から販売予定数量に達するまでの札を入れた入札参加者を落札者として決定する。

イ 落札となる同価の札を入れた入札参加者が 2 以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。

ウ 最後の順位となる落札者が 2 以上ある場合は、入札参加者及び入札事務に関係のない者にくじを引かせて落札者を決定する。

エ アからウまでの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して販売予定数量を超える場合は、その超える数量については落札がないものとする。

(6) 最低販売価格

農産局長は、販売区分別に最低販売価格（単価）を定め、厳重に管理し、これを公表しない。

(7) 入札結果の通知

農産局長は、入札が終了した場合は速やかに結果を受託事業体に通知するとともに、受託事業体に対して、当該受託事業体はその通知を受けた日から 5 日以内に入札参加者に対して入札結果を通知させる。

2 割当的な方法による販売

(1) 販売予定数量

農産局長は、割当的な方法により販売する販売予定数量、販売区分、見積書提出日時、引渡期限等を定める。

(2) 販売予定数量の割当

農産局長は、有資格者からの取扱数量等の報告に基づき、販売予定数量を按分により割当て、有資格者ごと（買受資格の停止期間中の者を除く。）の販売上限数量を決定する。

(3) 受託事業体への通知

農産局長は、(1) 及び (2) の内容について、政府備蓄米販売（割当的販売）指示書（様式 4－39）により、受託事業体に通知する。

様式 4-39

(4) 有資格者に対する通知

(P 民委-89)

ア 農産局長は、有資格者ごとにそれぞれの販売上限数量を通知（様式 4－40）するとともに、見積書提出日時及び見積合せの実施方法を通知する。

【政府備蓄米販売（割当的販売）指示書】

イ 農産局長は、アの通知とともに、当該販売に係る必要事項を記載

した公告について、受託事業体が運営するホームページで公表させるとともに、省ホームページにおいても掲載する。 (5) 見積合せの実施 農産局長は、見積合せを行い、見積書の内容が割り当てた販売上限数量の範囲内であり、かつ、見積金額が最低販売価格と同額以上の場合、買受予定者として決定する。 (6) 最低販売価格の決定 農産局長は、最低販売価格（単価）を定め、厳重に管理し、これを公表しない。 (7) 見積合せ結果の通知 農産局長は、見積合せが終了した場合は速やかに受託事業体に結果を通知するとともに、受託事業体に対して、当該受託事業体はその通知を受けた日から5日以内に見積書を提出した買受資格者に対して見積合せの結果を通知させる。 (8) 販売区分の割当 農産局長は、販売対象米穀を買受予定者間で極力公平となるよう販売区分の割当てを行うとともに、買受予定者ごとの販売区分の内容を受託事業体に通知する。 (9) 販売区分の通知 農産局長は、受託事業体に、(8)で割り当てた買受予定者ごとの販売区分について、それぞれ当該買受予定者に通知させる。	様式 4-40 (P 民委-90) 【政府備蓄米販売上限数量通知書】
第5 売買契約の締結 1 農産局長は、競争的な方法による落札者又は割当的な方法による買受予定者（以下「契約予定者」という。）において、買入予定の政府備蓄米及び契約予定者の保有する米穀が滞留することのないよう、契約予定者から販売予定書（様式 4-41）を企画課に提出させる。 2 農産局長は、提出のあった販売予定書の内容が適当であると認められる契約予定者について、受託事業体に対し、売買契約の締結に係る指示書（様式 4-42）により売買契約を締結させる。	様式 4-41 (P 民委-91) 【販売予定書】
第6 代金の納付及び引渡し 農産局長は、第4章Ⅰ第9に準じて代金の納付及び引渡しを行う。	様式 4-42 (P 民委-92) 【売買契約の締結指示書】
第7 販売に係る情報の公表 農産局長は、買受者及び当該買受者に係る契約数量を月ごとに取りまとめた一覧表を作成し、省ホームページに掲載する。	
第8 契約の内容に適合しない現品の交換及び補填 農産局長は、第4章Ⅰ第10に準じて契約の内容に適合しない現品の交換及び補填を行う。	
第9 販売実績の確認 農産局長は、買受者が販売予定書に沿って販売しているかについて、当該買受者の取扱数量等報告書により確認を行い、不適切と認められる場合には指導を行い、指導により改善されない場合には、買受資格の取り消し、売買契約に基づく違約金の徴収及び当該契約者に対する指導経過の公表措置を講じる。	
第5章 政府所有米穀の保管及び運送	

I 保管

第1 保管の実施

農産局長は、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、政府所有米穀の保管を行わせる。

第2 量目欠減発生時の対応

農産局長は、受託事業体から、政府所有米穀に量目欠減（正味重量が管理量目を下回ることをいう。以下同じ。）が発生した旨の報告を受けた場合は、受託事業体に管理状況等の欠減調査を行わせ、その欠減状況をかんがみ、欠減後の量目に変更させる等の指示を行う。

第3 たな卸

受託事業体は、年度末現在の政府所有米穀の在庫数量について、帳簿等と政府所有米穀の在庫数量を突合した上で、毎年度4月20日までに農産局長に報告する。

ただし、契約の最終年度における年度末現在の在庫数量については、確認を行った上で、契約終了日までに農産局長に報告する。

第4 災害回復荷役

- 1 受託事業体は、地震、水害等の災害により、荷崩れ等の事故及び乱破袋等が発生し、その回復に係る荷役が必要となった場合、原則として荷役を実施する前に、被害の概要、必要な作業、対象数量等を記載した災害回復荷役作業計画書（様式9-1）を農産局長に提出する。
- 2 農産局長は、受託事業体から、前項の災害回復荷役作業計画書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認められる場合は当該計画を承認する。
- 3 受託事業体は、荷役の終了後すみやかに災害回復荷役実施報告書（様式9-3）により農産局長に報告する。

様式9-1
(P民委-113)
【災害回復
荷役作業計
画書】
様式9-3
(P民委-115)
【災害回復
荷役実施報
告書】

II 運送

第1 運送の実施

農産局長は、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、政府所有米穀等の運送を行わせる。

第2 運送指示

- 1 農産局長は、次に掲げる場合は、運送指示書（様式5-1）により、受託事業体に運送指示を行うものとする。
 - (1) 輸出のためとう精工場及び港頭倉庫まで運送する場合
 - (2) 精米形態での保管に充てるために備蓄用精米加工を行う施設及び備蓄用精米を保管する倉庫まで運送する場合
 - (3) アルファ化米形態での保管に充てるために備蓄用アルファ化米加工を行う施設及び備蓄用アルファ化米を保管する倉庫まで運送する場合
 - (4) 都道府県知事等の要請により政府所有米穀を被災地に供給するために都道府県知事等が指定する場所まで運送する場合
 - (5) 暴風雨、洪水、火災、地震等からの退避及びこれらによる被害米穀を緊急処理するために運送する場合

様式5-1
(P民委-93)
【運送指示
書】

- (6) 販売米穀の買受業者からの品質上の理由による交換の申出により、当該米穀を引き取るために運送する場合
 - (7) 備蓄米交付要領及び米加工品新製品用政府所有米穀交付要領（平成21年6月5日付け21総食第134号総合食料局長通知）により運送する場合
 - (8) 需給上、需要地の倉庫等まで運送する場合
 - (9) (1)から(8)までに規定する以外の場合において受託事業体が販売等業務を円滑に行う上で、農産局長が運送の指示を必要と判断した場合
- 2 1の運送指示のうち、発地倉庫のパレットを使用した運送を実施した場合、着地又は着地から発地倉庫へ当該パレットを返還又は事前送付する際の運送については、農産局長が、運送指示書（様式5－2）により、受託事業体に運送指示を行うものとする。

様式 5-2

(P 民委-94)

【運送指示書】

第6章 政府所有米穀の販売等に伴う作業

第1 政府所有米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査

農産局長は、政府所有米穀を販売するに当たり、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、当該政府所有米穀のカビ確認及びカビ毒検査を行わせる。

ただし、援助用、サンプル用その他農産局長が別途指示する場合は、供給先からカビ確認及びカビ毒検査の要請がある場合を除き、この限りでない。

1 実施体制・業務の報告

- (1) 農産局長は、カビ確認及びカビ毒検査の実施に当たり、受託事業体に対し、次に掲げる事項について報告させる。
 - ア カビ確認等作業場所
 - イ カビ毒分析機関の選定に当たり、仕様書に定める内部精度管理及び外部精度管理が行われていることを証明する書類その他の適正な分析機関を選定したことを確認できる書類
- (2) 農産局長は、受託事業体に対し、カビ確認の結果及びカビ状異物の混入により区分けした米穀の数量を月ごとに取りまとめ、報告させる。
- (3) 農産局長は、受託事業体に対し、カビ毒検査の結果、流通不適米穀が発生した場合には、直ちに報告させる。

2 廃棄物の処理

農産局長は、1(2)により区分けした米穀及び1(3)によるカビ毒検査の結果、販売に供することができなくなった流通不適米穀について、物品管理要領による不用決定を受託事業体に通知し、当該米穀の廃棄処理をさせる。

3 カビ確認等作業の実施状況の確認

- (1) 受託事業体はカビ確認等作業場所を随時点検し、適切に作業が行われていることを確認する。
- (2) 受託事業体は、(1)の点検の結果、不適切な事実が明らかになった場合は、直ちに農産局長に報告する。
- (3) 農産局長は、受託事業体から(2)の報告があった場合は、必要に応じて、受託事業体に改善事項を指示する。

第2 援助用玄米のとう精

1 とう精の指示

農産局長は、食糧援助用に供給するため、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、次に掲げる内容を知示する。

- (1) 被援助国別の輸出予定精米数量（袋数）
- (2) 使用する原料玄米の在庫地、産年、種類及び数量
- (3) とう精の期限、輸出港又は輸出予定港の倉庫への搬入期限
- (4) 使用する包装容器のデザイン等（票せんを含む。）

2 不合格品の取扱い

農産局長は、受託事業体から、とう精の結果、不合格品が発生した旨の報告があつた場合には、不合格品の発生原因、品質状況等を勘案し、販売可能な用途への販売等の指示を行う。

第3 備蓄用精米加工

1 備蓄用精米加工の指示

農産局長は、精米形態での保管に充てるため、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、次に掲げる内容を知示する。

- (1) 使用する原料玄米の在庫地及び産年、産地、種類、品種、包装、等級及び数量
- (2) 精米加工の期限

第4 備蓄用アルファ化米加工

1 備蓄用アルファ化米加工の指示

農産局長は、アルファ化米形態での保管に充てるため、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、次に掲げる内容を知示する。

- (1) 使用する原料玄米の在庫地及び年産、産地、種類、品種、包装、等級及び数量
- (2) アルファ化米加工の期限

第5 備蓄米交付要領第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役

農産局長は、備蓄米交付要領第8の1に基づく引渡しを行う場合であつて、交付先が運送による引渡しを希望する場合は、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、交付先への発送荷役を行わせる。

第7章 政府所有米穀の品質管理等

第1 品質管理等の取扱い

農産局長は、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、販売等業務に係る品質管理等を行わせる。

第2 異常時の対応

- 1 農産局長は、受託事業体から管理する米穀の品質の変化、異常等の発見に係る報告があつた場合は、被害拡大の防止措置を講ずるために必要な指示を行うとともに、地方農政局長等に現地確認を行わせ、その結果を報告させる。
- 2 受託事業体は、食品用として販売した米穀及び当該米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反した又はそのおそれがあることが明らかとなつた場合は、直ちに当該米穀所在地の管轄保健所にその旨を通報し、その指示に従うとともに、速やかに農産局長に報告する。

また、飼料用として販売した米穀及び当該米穀を原料とする製品が飼料安全法に基づく基準に違反した又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに独立行政法人農林水産消費安全技術センターにその旨を通報し、その指示に従うとともに、速やかに農産局長に報告する。

- 3 農産局長は、受託事業体に対し、1の報告に係る政府所有米穀(政府所有米穀の販売に伴うカビ確認の結果、カビ状異物の混入により区分けした米穀を除く。)について、品質の変化又は異常等の発生の原因を調査させ、被害の発生原因、区分け理由別の数量、再発防止策等を記載した報告書を速やかに提出させる。
- 4 農産局長は、当該米穀の発生について、物品管理要領により受託事業体に故意又は過失が認められた場合は、受託事業体に対し、委託契約書に定めるとおり損害賠償請求を行う。

第3 廃棄物の処理

農産局長は、流通不適米穀が発生した場合は、物品管理要領による不用決定を当該米穀を管理する受託事業体へ通知し、仕様書に定めるところにより、受託事業体から廃棄計画報告書(様式7-1)を提出させ廃棄処理を行わせる。

様式 7-1
(P 民委-95)
【廃棄計画
報告書】

第8章 販売等業務の実施状況の確認

第1 実施状況の確認

農産局長は、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、保管業務、運送業務、カビ確認等作業業務、とう精業務、備蓄用精米加工業務、備蓄用アルファ化米加工業務及び廃棄物(販売することができない米穀)の処理業務が適正に実施されているかの実施状況の確認(以下「確認業務」という。)を農産局長が選定する仕様書別紙9-2に定める選定要件を満たす者(以下「第三者機関」という。)に委託して行わせる。

第2 確認業務計画の承認

- 1 受託事業体は、毎年度、原則として6月末日までに、当年7月1日から翌年6月30日までの確認業務計画を作成し、農産局長に提出する。
- 2 農産局長は、受託事業体から確認業務計画の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認められる場合は当該計画を承認の上、受託事業体に通知する。
- 3 受託事業体は、確認業務計画に変更があった場合は、変更理由及び変更箇所を明らかにした上で、改めて農産局長の承認を受けるものとする。

第3 第三者機関の選定

- 1 受託事業体は、農産局長の承認を受けた確認業務計画に基づき、確認業務を委託する第三者機関を広く募り、第三者機関の候補となる者(以下「候補者」という。)を原則として複数者選び、当該候補者ごとの履行能力、資力、信用、単価の適正性等の評価の指標となる資料を添えて農産局長に提示する。
- 2 農産局長は、前項に基づき受託事業体から提示された候補者について、履行能力、資力、信用、単価の適正性等の評価を行い、候補者から第三者機関を選定するとともに、選定結果を受託事業体に通知する。

第4 契約の締結

受託事業体は、農産局長が選定した第三者機関と仕様書別紙9－3に定める約定事項、別紙9－4の確認業務の仕様及び農産局長の承認を受けた確認業務計画等の内容を含めた契約を締結する。

第5 確認業務結果の報告

- 1 受託事業体は、確認業務を実施した結果を確認実施月の翌月20日までに農産局長に報告する。また、当該報告以外に業務の実施状況について農産局長に報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
- 2 受託事業体は、第三者機関に対し、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。）に対して、四半期ごとに1回以上、確認業務の実施状況及び結果等の情報共有を行わせなければならない。

第6 不適切な事実が発見された場合の対応

受託事業体は、確認業務の結果、業務実施者が仕様書第2章に定める業務方法書に違反して業務を実施している等不適切な事実が発見された場合、その内容を直ちに農産局長に報告し、農産局長から改善を指示された事項については、速やかに改善措置を講じなければならない。

第9章 販売等業務に係る情報管理

第1 販売等業務の実績報告等の報告及び電子化

- 1 農産局長は、受託事業体に対し、仕様書別紙10「報告書一覧表」に掲げる実績報告書（様式8－1～8－15）及び当該報告書を電子化した情報を提出させる。
- 2 農産局長は、1の実績報告書等のほか、受託事業体に対し、政府所有米穀の出納事務、買受者への販売履歴の把握及び食料安定供給特別会計に係る経理事務等の処理に必要な情報を電子化して提出させることができる。
- 3 農産局長は、電子化に当たって必要な、書式（以下「データ定義体」という。）をあらかじめ提示する。
- 4 3の提示を受けた受託事業体は、当該データ定義体に従って、実績報告書の内容を電子化する。
- 5 受託事業体が政府システムを利用する場合は、以下の情報について電子化を省略できる。
 - (1) 仕様書別紙10に掲げる報告書一覧表のうち、業務項目の欄に（注）と付与された仕様書業務名の報告書
 - (2) 買受者の販売履歴情報
 - (3) その他政府所有米麦情報管理システム運用要領（平成19年3月30日付け18総合第1845号総合食料局長通知。以下「政府システム運用要領」という。）別表に定める処理機能により作成可能な情報

様式8-1
(P民委-96)

【期別入出
庫高報告
書】

様式8-2
(P民委-97)

【物品管理
関係報告
書】

様式8-3
(P民委-98)

【政府所有
物品たな卸
報告書】

様式8-4
(P民委-99)

【政府所有
米穀運送実
績報告】

様式8-5
(P民委-100)

【解袋・カ

第2 電子化した情報の提供方法

- 1 農産局長は、受託事業体に対し、電子化した情報（第1の4に該当する情報を除く。）を電子メール又はUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）により提出させる。
- 2 受託事業体は、電磁的記録媒体により情報を提出する場合、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなど、情報に不正プログラム

が混入しないよう、適切に対処する。また、電子メールにより提出する際には、添付するファイル情報にパスワードによる保護を行う。

- 3 電子メールに添付又は電磁的記録媒体に格納するファイル形式は、受託事業体との協議の上で決定する。

第3 政府システムの利用

受託事業体が政府システムを利用する場合は、以下による。

- 1 受託事業体は、政府システム運用要領及び政府所有米麦情報管理システム利用規約を遵守し、政府システムの操作については農産局長の指示に従うものとする。
- 2 農産局長は、受託事業体に対して、政府システムの操作方法及び障害対応について、必要に応じ、指導を行う。
- 3 受託事業体は、政府システム運用要領別表に掲げる機能のうち、処理メニュー画面欄の受託事業体に該当する機能を処理する。
- 4 受託事業体は、政府システムを利用する第三者（買受資格者及び、受託事業体を除く業務実施者をいう。以下「システム利用者」という。）に対して政府システムに係る次に掲げる事項の指導を行う。
 - (1) システム利用者が政府システムを利用する場合、政府システムの利用申込書（登録内容変更届、代表者変更届及び利用中止届を含む。）を取りまとめ、政府システムの責任者（農産局農産政策部貿易業務課長）に提出すること。なお、システム利用者として登録済の再委託者等については、新規利用申込書の提出を要しないものとする。
 - (2) 政府システムの緊急的な運用停止の周知に関すること。
 - (3) 政府システムの操作指導（システム機能の改修に伴う操作変更を含む。）に関すること。
 - (4) システム利用者からのシステム障害に係る問合せ及びその対処方法についての指導に関すること。
 - (5) 政府システムに登録された情報の整合性の確保とシステム利用者に対する情報の修正指導等に関すること。
- 5 農産局長は、受託事業体からシステム利用者に対するシステム操作指導等の要請を受けた場合は、政府システムの管理運用部門職員（農産局農産政策部貿易業務課システム企画班）に対応させる。

第4 独自システムの構築

- 1 受託事業体は、販売等業務に係る情報管理のために独自の情報処理システム（以下「独自システム」という。）を構築する場合は、独自システムの開発スケジュール（システムテスト及び試験運用機間を含む。）をあらかじめ農産局長に提示するものとする。
- 2 農産局長は、受託事業体から独自システム構築に係る開発スケジュールの提示を受けた後、必要に応じて受託事業体に対し、政府システムとの互換性を図るために必要なデータレイアウト、コード一覧表等、政府システムとのデータ連携情報を提供することができる。
- 3 農産局長は、2の提供を行う場合、農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年3月31日付け農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）及び政府所有米麦情報管理システムセキュリティ対策マニュアル（平成27年11月27日付け事務連絡政策統括官付貿易業務課長。以下「対策マニュアル」という。）に基づき、提供する情報のセキュリティ確保のために適切な措置を講じることとする。
- 4 農産局長は、必要に応じて、政府システムの管理運用部門職員に独自

ビチェック
等作業報
告書】

様式 8-6
(P 民委-102)

【用途別販
売前確認作
業報告】

様式 8-7
(P 民委-104)

【荷役完了
報告書】

様式 8-8
(P 民委-106)

【販売前カ
ビ毒検査実
績報告書】

様式 8-9
(P 民委-107)

【異常発見
報告書】

様式 8-10
(P 民委-108)

【とう精実
施実績報告
書】

様式 8-11
(P 民委-109)

【備蓄用精
米加工実績
報告書】

様式 8-12
(P 民委-110)

【販売実績
報告書】

様式 8-13
(P 民委-111)

【流通不適
米穀廃棄処
理完了報告
書】

様式 8-14
(P 民委-112)

【空包装等
廃棄処理完
了報告書】

様式 8-15
(P 民委-112)

【備蓄用ア
ルファ化米

システムの構築に係る開発スケジュール等についてヒアリングを行わせ、独自システムの構築に対して指導又は助言させることができる【加工実績報告書】

第5 情報セキュリティの確保

- 1 受託事業体は、情報セキュリティマネジメントシステムを確立している組織として、ISO（国際標準化機構）27001 の認証取得事業者若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかに適合しているか、又は、当該資格認証と同等の情報セキュリティマネジメントシステムが確立していることを資格証明書類で証明し、農産局長の確認を受けるものとする。
- 2 農産局長は1の確認に際し、必要に応じて農林水産省全体管理組織（PMO）の助言を求めるものとする。
- 3 受託事業体は販売等業務の遂行に際し、農産局長より規則及び対策マニュアルの説明を受け、説明内容を遵守するとともに、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した情報セキュリティ対策を講じることとする。
- 4 受託事業体及びシステム利用者は、政府システムの利用により知り得たシステム構成及びセキュリティ管理方法等については、外部に漏らしてはならない。

平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4252 号

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）の規定により農林水産省総合食料局長がした承認、手続その他の行為は、この通知による改正後の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「新要領」という。）の相当規定により農林水産省生産局長がした承認、手続その他の行為としてみなし、旧要領の規定により農林水産省総合食料局長に対してした申請その他の行為は、新要領の相当規定により農林水産省生産局長に対してした報告その他の行為とみなす。

平成 24 年 1 月 13 日付け 23 生産第 5165 号

附 則

（経過措置）

- 1 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）の規定により農林水産省生産局長に対してした申請その他の行為は、この通知による改正後の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「新要領」という。）の相当規定により農林水産省生産局長に対してした申請その他の行為とみなす。
- 2 平成 24 年国内産米穀の買入契約に係る売渡申込資格の有効期間であって、既に旧要領第 1 章Ⅰ第 3 の 3 (4) の規定により当該売渡申込資格を有するものとして通知を受けた者に係るものは、同第 3 の 3 (3) の規定にかかわらず、同通知の日から平成 26 年 11 月 30 日までとする。
- 3 旧要領第 4 章第 2 の「特に限定の無い用途」に係る買受資格者については、新要領第 1 章Ⅲ第 3 の特別売買米穀に係る買受資格者とみなす。

平成 26 年 5 月 16 日付け 26 生産第 554 号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。ただし、契約に係る規定は、平成 26 年 7 月 1 日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）第 1 章 I 第 3 の 3 (2)、同章 II 第 4 の 4 (3)、同章 III 第 3 の 4 (3)、第 4 章 I 第 2 の 3 (2) 又は同章 II 第 2 の 3 (2) の規定により有資格者となった者は、それぞれ旧要領の規定による資格の有効期間内において、この通知による改正後の米穀買入れ・販売等に関する基本要領第 1 章 I 第 3 の 3 (2)、同章 II 第 4 の 4 (3)、同章 III 第 3 の 4 (3)、第 4 章 I 第 2 の 3 (2) 又は同章 II 第 2 の 3 (2) の規定により有資格者となった者とみなす。
- 3 この通知の施行前にした行為等に対する資格の停止又は取消しについては、なお従前の例による。

平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

平成 28 年 4 月 22 日付け 28 政統第 160 号

附 則

この通知は、平成 28 年 4 月 22 日から施行し、同月 14 日から適用する。

令和元年 5 月 21 日付け元政統第 85 号

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 3 年 4 月 1 日付け 2 政統第 2599 号

附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 第 2 条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項

において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 5 年 9 月 26 日付け 5 農産第 2282 号

附 則

この通知は、令和 5 年 9 月 26 日から施行する。ただし、改正後の様式 8-13 及び様式 8-14 については、令和 5 年 10 月以降に実施される廃棄処理から適用するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日付け 5 農産第 3195 号

附 則

この通知は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。

令和 7 年 2 月 12 日付け 6 農産第 4170 号

附 則

(施行期日)

第 1 条 この通知は、令和 7 年 2 月 12 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号

附 則

この通知は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

令和 7 年 5 月 7 日付け 7 農産第 696 号

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく手続については、なお従前の例による。

令和 7 年 5 月 16 日付け 7 農産第 783 号

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく手続については、なお従前の例による。

令和 7 年 5 月 26 日付け 7 農産第 992 号

附 則

この通知は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

令和 7 年 7 月 31 日付け 7 農産第 2125 号

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく

く手続については、なお従前の例による。

令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農産第 5398 号

附 則

(施行期日)

第 1 条 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。